

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－3	制度運営の円滑化等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 全国の医療機関に認定基準を理解し、適切な資料を提出してもらうためには、それぞれの指定疾病に応じた知見を全国の診療現場の医師に理解してもらう必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院	1,778 病院			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
	石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数		11 回	12 回	12 回	18 回	15 回			決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
										経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
										経常利益（千円）	—	—	—	—	
										行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
										従事人員数	43	43	43	43	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。 (2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。	(1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。 (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。	(1) 保健所等への情報提供 各地域で保健所等への説明会を実施し、制度及び手続等に関する知識を深め、申請手続の円滑化を図る。 (2) アンケート調査 救済制度の適切な運営等の参考とするため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ - 申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関 - 石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 ＜評価の視点＞ - 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加しており、基準値とした 1,452 病院に対し、平成 29 年度の実績は 1,778 病院（22.5% 増）となった。 (1) 保健所等への情報提供 - 保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国 7 ブロック（参加数 250 名）で、また、県単独での開催の要望があった 4 県（参加者 51 名）において、説明会を開催した。 - 地方公共団体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象として、専門医及び機構職員より救済制度に関する説明を行い、石綿関連疾患、救済制度及び申請（請求）手続の周知を図った。（4 県 5 研修会：参加者 272 名） (2) アンケート調査 - 被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。 - アンケート調査の結果から、①被認定者の受診や医療費請求手続の円滑化を進める観点からも、医療機関への制度等の周知を継続する必要があること（制度利用アンケート）、②指定疾病の診断・治療に関する知見の普及・向上を図ること、また、診断・治療に関する知見や専門医・専門医療機関に関する情報の提供を充実させることが求められていること（制度利用アンケート）、③被認定者等における制度の認知経路から、医療関係者への周知と一般広報の両面から周知を進める必要が認め	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 申請（請求）の受付や申請者等からの相談対応等に携わる保健所担当者等を対象とする全国 7 ブロックにおける説明会の開催、地方公共団体からの要望に応じた個別説明会の開催、地方公共団体が主催する研修会における講演（制度・手続等の説明）、指定疾病の診断・治療に携わり申請（請求）に際して判定のための診断書の作成や診断の根拠となる医学的資料の提供元となる医師・医療機関等へのパンフレット及び手引き等の提供・配布、医師会主催研修会における講演（制度・手続等の説明）及び講師（指定疾病等に関する解説）の派遣等により、制度や手続の周知に堅実に取り組んだ。また、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得、指定疾病に関連する医学会において、制度、石綿関連疾患及び医学的判定の考え方等を周知するためのセミナーを開催したほか、中皮腫の診断方法の一つである細胞診について、細胞検査士を対象とする実習研修会を実施して細胞診の普及と診断精度の向上に	評定 B ＜評定に至った理由＞ 申請の窓口となる保健所等の担当者に対して、石綿による健康被害に係る必要な知識等の向上を図るため、保健所説明会を実施するとともに、地方公共団体主催研修会において、医療関係者や地方公共団体担当者を対象に、石綿関連疾患や石綿救済制度に係る講演を行うなど、積極的な情報提供を行った。また、医師・医療機関等に対して、申請手続き等に係る手引きやパンフレット等の提供のほか、医療専門誌やウェブサイト等により申請手続き等の周知を実施するとともに、地域の開業医等へも制度等の周知を図るため、地域の医師会と連携し、医師向け研修会を実施した。 さらに、学会セミナー及び中皮腫細胞診断実習研修会の開催により、医師及び細胞検査技師等に対し石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上を図るとともに、肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測について、検査技師等の計測精度の均てん化を図るための精度管理事業を実施するなど、医療従事者に対し医学的判定で得られた知見の還元等を行うことができた。 中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、医療関連団体等の協力を得ながら、「石綿による肺がん」について医療現場への重点周知を図るとともに、環境省・厚生労働省とも連携し、幅広い医療従事者等に対し石綿救済制度及び労災保険制度に係る周知を行い、制度の円滑化に努めた。 以上により、制度運営の円滑化に向けた取組を着実に実施し、中期計画の所期の目

	（３）救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。	（３）認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。	（３）医療機関等への申請手続等の周知 申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。	められること（被認定者（療養者）アンケート、未申請死亡者遺族アンケート、施行前死亡者遺族アンケート）、医療現場における申請の勧奨等に結びつける上で、看護師等への周知に更に取り組む余地があること（学会セミナーアンケート）等が示唆された。周知広報等に反映する。 （３）医療機関等への申請手続等の周知 ①救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえた取組 ・医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力 医療機関等が加入する四病院団体協議会所属の３団体に協力を依頼し、一般社団法人日本病院会（会員約 2,500 病院）においては、同会のホームページ及び会員メールを活用して、石綿による肺がんにも触れながら救済制度の周知を行った。 都道府県がん診療連携拠点病院（434 か所）連絡協議会情報提供・相談支援部会及び東京都がん診療連携協議会（38 組織）担当者連絡会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行った。 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会（会員約 5,700 人）に協力を依頼し、同協会の協会ニュースに救済制度のパンフレットを同封し送付した。 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を、また、日本呼吸器学会及び日本呼吸器外科学会のホームページにお知らせを掲載し、石綿関連疾患や制度の概要等を紹介した。看護師が加入する日本看護協会（会員約 80 万人）にも協力依頼を行った。 ・「石綿による肺がん」の重点的な周知 石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、新たに石綿による肺がん周知のチラシを作成し、医療機関等に配布するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。	努めるとともに、石綿による肺がんの医学的判定の基準の一つである石綿小体の計測について、一定の計測技能を有する機関の検査技師等の協力を得て石綿小体計測精度の確保・向上等に継続して取り組む等、指定疾病の診断や医学的判定に関わる検査、計測の標準化に注力した。 これら、従来からの取組を継続したことに加え、平成 28 年 12 月に救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人日本医療社会福祉協会等の協力を得、また、環境省及び厚生労働省との連携により、医師・医療機関、医療ソーシャルワーカー等への制度や申請（請求）手続に関する情報発信等に、次のとおり取り組んだ。 ①都道府県がん診療拠点病院への情報発信 都道府県がん診療連携拠点病院（434 か所）連絡協議会の協力を得て、同協議会情報提供・相談支援部会において、機構より救済制度の概要を説明するとともに、石綿と健康被害、石綿による肺がんに係るパンフレット等を提供した。また、国立がん研究センターがん情報サービス医療関係者向	標を十分に達成しているものの、取組の成果が目標を上回る制度運営の円滑化に寄与したものとは認められないため、B 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も、看護師や医療ソーシャルワーカーも含め医療従事者・医療機関等に対する制度や申請手続き等の周知を推進する必要がある。また、効果的な制度周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	---	---

				医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」(医師、看護師等の会員数約 70 万人)において、制度や石綿による肺がんに関する記事の掲載及び機構の特設ウェブサイトリンクさせたバナー等を配置し、呼吸器内科医師に対して効果的に周知を行った。(2/13～3/30 10,000 件配信) ・関係機関との連携による医療機関への広報 環境省、厚生労働省と連携し、救済制度の他、労災保険制度の内容を含むリーフレットと石綿による肺がん周知のチラシ(1,159,980 部)を医療機関(38,666 か所)に配布した。(12 月) ・申請負担軽減対策 申請に係る負担軽減のため、申請者が作成する申請(請求)書類の様式について電子化を図り、機構ホームページに公開した。 ② 申請等に係る手引等の送付 申請等に係る医学的資料の作成実績がある医療機関及び地域がん診療連携拠点病院等 1,713 か所のほか、保健所 524 か所、地方公共団体 144 か所、環境省地方環境事務所 11 か所の計 2,392 か所に対して医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。 ③ 医師会主催研修会 地域の開業医等に関して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、鹿児島県医師会及び群馬県医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。 ④ 医療専門誌 「MMJ 毎日メディカルジャーナル」において、制度に関する広告掲載をし、「日本医師会雑誌」に石綿の健康リスクについて専門医による記事を寄稿した。 (4) 調査・情報収集の実施 ・石綿ばく露の実態を把握することを目的としてデータの集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するば	けサイトに掲載された上記部会の開催録に、機構ホームページのパンフレットへのリンク設定をした。 ②一般社団法人日本病院会 会員病院への情報発信 一般社団法人日本病院会(会員約 2,500 病院)の協力を得て、石綿による肺がん周知のチラシを同会ホームページに掲載するとともに、機構ホームページの各種パンフレット等にリンク設定をした。また、会員病院へ、石綿による肺がん周知チラシをメールで配信した。 ③医療ソーシャルワーカーへの情報発信 公益社団法人日本医療社会福祉協会(会員約 5,700 人)の協力を得て、会員向け協会ニュース発送に際し、救済制度の紹介リーフレットを同封した。(計 5800 部) ④関係医学会、専門医等への情報発信 日本肺癌学会及び日本癌学会の協力を得て、両学会のホームページに、バナー広告(石綿、石綿関連疾患及び石綿健康被害救済制度の概説ページにリンク)を掲載した。 また、一般社団法人日本呼吸器学会及び特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会の協力を得て、両学会のホームページに、救済制度を紹介するお知らせ(機構ホームページの制度概説ページ、石綿による肺がんリー	
--	--	--	--	--	--	--

	救済制度の運営状況の公開を図ること。	業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。	視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。 また、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項における調査については、環境省と協力して対応する。		く露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。 ・中皮腫の治療内容等の情報を活用し、医療機関等に対し情報提供することを目的に、データの整理、集計等を行った。	フレットヘリンク）を掲載した。 ⑤労災保険指定医療機関への制度周知 環境省、厚生労働省との連携により、石綿による健康被害に係る救済制度及び労災保険制度を紹介したリーフレットを医療機関（38,666 か所）に配布した。（計 1,159,980 部） 以上のとおり、従来からの取組を堅実に継続したことに加え平成 29 年度から開始した更なる周知の取組の積み重ねを通じ、その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加し、基準値とした 1,452 病院に対し、平成 29 年度の実績は 1,778 病院（22.5%増）となっており、迅速かつ適正な認定・支給等に反映されていると考えられる。	
		（５）救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。	（５）医療機関等への知見の還元等 診断技術の向上を図るため、中皮腫等に係る専門技術研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催する。特に、石綿による肺がんについて重点的に周知を行う。		（５）医療機関等への知見の還元等 ・中皮腫の診断に係る細胞診断について、細胞検査士等の診断技術の向上を図るため、3 地区で中皮腫細胞診実習研修会を実施した。（7 月：関西、9 月：九州、2 月：関東） ・石綿による肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測について、検査技師等の測定精度の確保・向上等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施した。 ・医師等を対象に、石綿関連疾患及び制度の周知のため、医師向けセミナー等を 15 回実施した（参加数 1,499 名）。 ・新たな取組として、海外における石綿関連疾患に関する知見を得るため、海外専門家を招聘し、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会の医師、環境省及び厚生労働省等の関係者を対象に講演会を 2 回実施した。	⑤労災保険指定医療機関への制度周知 環境省、厚生労働省との連携により、石綿による健康被害に係る救済制度及び労災保険制度を紹介したリーフレットを医療機関（38,666 か所）に配布した。（計 1,159,980 部） 以上のとおり、従来からの取組を堅実に継続したことに加え平成 29 年度から開始した更なる周知の取組の積み重ねを通じ、その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加し、基準値とした 1,452 病院に対し、平成 29 年度の実績は 1,778 病院（22.5%増）となっており、迅速かつ適正な認定・支給等に反映されていると考えられる。	
		（６）認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。	（６）救済制度に関する情報の公開 救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。		（６）救済制度に関する情報の公開 申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表した。一部は報道発表を行った。	＜課題と対応＞ 医師・医療機関のほか看護師や医療ソーシャルワーカーも対象とし、引き続き制度や申請手続の周知に取り組む。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－4	救済制度の広報・相談の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 79 条の 2 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」石綿健康被害に関する国民からの相談等に適切に対応し、石綿健康被害者を申請に結びつけるよう制度周知を継続的に実施していく必要があるため。 難易度：「高」石綿による特殊性にかんがみ、今後も中皮腫を発症する患者が見込まれることから国民全体に制度を幅広く周知していくために適切な広報媒体を選択していく必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	指標等 （参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度

	広報の手法		・新聞 14 紙 ・車内広告 17 路線 ・石綿関連業界専門誌 2 誌	・新聞 28 紙 ・車内広告 17 路線 ・関西主要 4 駅における大型広告 ・石綿関連業界専門誌 38 誌	・新聞 6 紙 ・従来の媒体による広報に加え、全国テレビ CM（地上波 62 局・BS 5 局）を実施 ・全国地上波 45 局パブリシティ ・交通広告 20 路線 ・全国ネットラジオ 34 局 ・特設サイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ 8 局 ・石綿関連業界専門誌 6 誌 ・院内ビジョン 719 病院 ・故藤本義一氏によるポスター等を作成し 1,618 か所の医療機関及び 529 か所の保健所等に配布	・新聞 4 紙 ・全国テレビ CM（地上波 49 局・BS 5 局）を実施 ・全国地上波 42 局パブリシティ ・交通広告 2 路線 ・ラジオ 1 局 ・特設ウェブサイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ 1 局 ・院内ビジョン 225 か所 ・故藤本義一氏によるポスター等を 1,654 か所の医療機関及び 682 か所の保健所等に配布	・新聞 9 紙 ・全国テレビ CM（地上波 37 局、BS1 局） ・全国地上波 24 局パブリシティ ・ラジオ 1 局 ・特設サイト ・故藤本義一氏によるポスター等を 1,713 か所の医療機関及び 679 か所の保健所等に配布			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
	無 料 電 話 相 談 件 数（石綿救済相談ダイヤル）		4,832 件 ※1)	4,832 件	5,884 件	5,648 件	6,214 件			決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
										経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
										経常利益（千円）	—	—	—	—	
										行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
										従事人員数	43	43	43	43	

※1) 今中期目標期間初年度件数

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。	（１）年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。	（１）制度に関する広報等 前年度に実施した広報事業の成果のほか、中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の趣旨を踏まえ、広報計画を定め、広範な情報発信をするとともに、地域性等も配慮し、地方公共団体とも連携して制度の周知を図る。	＜主な定量的指標＞ ・無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル） ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。	＜主要な業務実績＞ （１）制度に関する広報等 これまでの広報実績から広報効果の高かったテレビと新聞を中心に予算を重点的に配分し、中皮腫で亡くなった藤本義一氏のCM等による広報を行った。 ・全国紙（読売、朝日、日経）、ブロック紙（北海道、東京、北陸中日、中日、西日本）及び地方紙（神戸） 9 紙 ・全国テレビCM（地上波 37 局、BS 1 局） ・全国地上波 24 局パブリシティ（番組内において制度紹介） ・ラジオ 1 局 ・特設ウェブサイト	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 以下のように、テレビCMや新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだことを通じ、無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）は、基準値とした平成 26 年度の 4,832 件に対し、28.6%増の 6,214 件の実績が得られた。申請（請求）件数の増(26 年度 920 件に対し平成 29 年度は 29.2%増の 1,189 件、また、平成 28 年度 1,081 件に対しては 10%の増)にも反映されたものと考えられる。これらのことから、自己評定を A とした。 ・直近 2 年間で実施した各種広報媒体を活用した広報における無料電話相談の導入経路について調査・分析し、最も効果が高かったテレビCMと新聞を中心に予算を重点的に配分することとし、テレビCM（全国地上波 37 局・BS 放送 1 局）、テレビ番組パブリシティ（全国地上波 24 局）及び新聞（全国紙 3 紙ほか）を使って、平成 24 年に中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 石綿健康被害救済法によって救済されるべき方が、適切に申請等を行い、迅速に救済されるためには、国民全体に幅広く制度を継続して周知していくことが重要である。 平成 29 年度では、過去 2 年間で最も広報効果の高かったテレビCMと新聞広告に重点を置くことで、効率的に制度の認知度を高める広報を実施した。また、無料電話相談（石綿救済相談ダイヤル）により制度等の相談対応を広く実施しており、広報活動による幅広い制度周知の結果、件数は中期目標期間の期初（平成 26 年度）と比べ大幅に増加（4,832 件→6,214 件：1.29 倍）し、前年度件数（5,648 件）と比べても増加（1.1 倍）している。申請件数においても中期目標期間の期初（平成 26 年度）と比べ大幅に増加(920 件→1,189 件:1.29 倍）し、前年度件数（1,081 件）と比べても増加（1.1 倍）しており、適切な媒体を活用した効果的な広報の取組が引き続き実施されたと考えられる。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、A 評定とする。	
	（２）制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。	（２）救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。	（２）制度等に関する相談等 申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。		（２）制度等に関する相談等 一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。 ・無料電話相談件数 6,214 件（基準値 4,832 件に対し 28.6%の増） ・地方自治体との共催による一般住民向け説明・相談会（3 回 堺市、横浜市、奈良県）、 ・医師会等の後援による、一般住民向け説明・相談会を実施（1 回 沖縄県）。		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数の増加が申請件数の増加に反映されているか注視する必要がある。	

						用して、全国規模の広報を行った。 ・また、国民全体に制度を幅広く周知していくため、広報対象地域を人口が多い首都圏、関西圏に重点をおきつつ、地方にも十分配慮しながら広報を行った結果、無料電話相談の実績は6,214件となった。これは、平成28年度の実績5,648件に比し10.0%の増、基準値である中期目標期間の期初（平成26年度）の実績4,832件に比し28.6%の増となっている。 ・申請（請求）件数では、平成28年度の1,081実績と比べ、1,189件（10.0%増）、中期目標期間の期初（平成26年度）の実績920件と比べ、1,189件（29.2%増）と増加しており、相談件数の増加が、申請（請求）件数の増加に反映されたものと考えている。 ＜課題と対応＞ ・引き続き救済制度の周知を推進し、救済制度の認知度を向上させる。 ・3か年に実施した広報の結果を踏まえ、効果の高い制度周知に取り組む。	＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	--	---	-----------------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－5	安全かつ効率的な業務の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	個人情報保護・ 情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%	100%			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
										決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
										経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
										経常利益（千円）	—	—	—	—	
										行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
										従事人員数	43	43	43	43	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報を適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。	(1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。 (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。	(1) 認定・給付システムの運用等 認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。 (2) 個人情報の保護等 職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。 また、改正独立行政法人個人情報保護法の施行に合わせて、申請者等の個人情報を適切に管理する。	<主な定量的指標> <その他の指標> 個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率 <評価の視点> ・情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。	<主要な業務実績> (1) 認定・給付システムの運用等 情報セキュリティを確保しつつ、システム担当者による定例会を毎月開催し情報共有を図るなど、認定・給付システムの安定的な運用を行った。また、システムを活用して、毎月審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。 (2) 個人情報の保護等 ・石綿救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、石綿情報セキュリティ委員会において決定した下記の取組の進捗状況について、同委員会に報告を行うとともに、引き続き継続して取り組むことについて了承を得た。 ①過去の個人情報の漏えい事案に関する情報の集約化と共有 ②ヒヤリハット事例の集約化 ③システム活用によるリスク低減に向けた検討 ③不要な個人情報の削除 ・個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員（派遣職員等を含む）を対象に研修を実施した。 ・セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者等の職員を「住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修」に参加させた。	<評価と根拠> 自己評価： B 評価理由： ・認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。 ・個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿情報セキュリティ委員会において策定した対策を順次実施し、また石綿救済業務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して研修を実施することができた。 <課題と対応> ・引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。	評価	B
							<評価に至った理由> 認定・給付システムの運用にあたり、システム担当者間における情報共有やインターネットからの遮断など、引き続きシステムの安定的運用及び情報セキュリティの確保が図られているほか、システムを活用した審査中案件の進捗管理の実施など、業務の効率化を図っている。 また、救済業務に携わる全職員に対する個人情報保護及び情報セキュリティに係る研修の実施のほか、石綿情報セキュリティ委員会決定の下、外部専門家を加えての漏洩リスク低減に向けた検討調査の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティの確保のための対応が適切に図られている。 以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため、B 評価とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保のための対応を図っていく必要がある。 <その他事項> 特になし。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－6	救済制度の見直しへの対応		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
	環境省との意見交換会の実施の有無		有	有	有	有	有			予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
										決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
										経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
										経常利益（千円）	—	—	—	—	
										行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
										従事人員数	43	43	43	43	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画 （平成 29 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。	法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。	中央環境審議会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省他関係機関とも連携の上、必要な対応を行う。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ 環境省との意見交換会の実施の有無 ＜評価の視点＞ ・情報提供が適切に行われているか。 ・見直しの結果を受けて、適切な実施に	＜主要な業務実績＞ 救済小委員会の指摘事項に対して、関係機関とも連携を図りながら以下の取組を行った。 （1）石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務の実施 ・報告書において、「介護等の実態の詳細については必ずしも把握できていないとの指摘があり、被認定者の介護等について実態調査を行うべきである。」と提言されたことを受けて、被認定者の介護等の実態について把握する業務を環境省から委託を受け実施した。	＜評価と根拠＞ 自己評価：B 評価理由： 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ●平成 28 年 12 月に救済小委員会が取りまとめた「石綿健康被害救済制度の	評価 B ＜評価に至った理由＞ 環境省と制度運用を含めた意見交換を定期的に行い、情報収集に努めているほか、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会において取りまとめられた報告書を踏まえ、石綿救済制度の被認定者の介護等の実態に係る調査を実施するとともに、呼吸器関連の学会や医療ソーシャルワーカーを始めとする医療関係団体及びがん診療連携拠点病院等との連携を図り、医療現

				向けた検討が行われているか。 （２）医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力【再掲】 ア． 医療機関等が加入する四病院団体協議会所属の３団体（下記（ア）～（ウ）、加盟約 5,200 病院）に協力を依頼し、一般社団法人日本病院会においては、同会のホームページ及び会員メールを活用して、石綿による肺がんにも触れながら救済制度の周知を行った。 イ． 都道府県がん診療連携拠点病院（434 か所）連絡協議会及び東京都がん診療連携協議会（38 組織）の相談・情報部会担当者連絡会に講師として参加し、直接、救済制度について説明を行った。 ウ． 医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会（会員 5,700 人）に協力を依頼し、同協会の協会ニュースに救済制度のパンフレットを同封し送付した。 エ． 日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を掲載した。また、国立がん研究センターに協力を依頼し、「中皮腫の公的補助制度」として救済制度の案内を行った他、看護師が加入する日本看護協会（会員約 80 万人）にも協力依頼を行った。 （３）「石綿による肺がん」の重点的な周知【再掲】 ア． 救済小委員会の提言を踏まえ、石綿による肺がんについて重点的に医療現場への周知を図るため、新たに石綿による肺がん周知のチラシを作成し、医療機関等に配布するとともに、医師向けセミナーにおいても石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。 イ． 医療従事者専用ウェブサイト「m3.com」（医師、看護師等の会員数約 70 万人）において、制度や石綿による肺がんに関する記事の掲載及び機構の特設ウェブサイトリンクさせたバナー等を配置し、呼吸器内科医師に対して効果的に周知を行った。（2/13～3/30 10,000 件配信）	施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項に対して、環境省並びに呼吸器に関連する学会、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体及びがん診療連携拠点病院等他とも連携を図りながら次の取組を行った。 ・石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務の実施 ・医療現場への制度周知に向けた医療関係団体等との協力 ・「石綿による肺がん」の重点的な周知 ・関係機関との連携による医療機関への広報 ・申請負担軽減対策 ＜課題と対応＞ 政府による改正法施行５年の救済制度の見直しについて、救済小委員会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。	場等への制度周知及び「石綿による肺がん」の重点周知を確実に実施した。また、申請書類様式の電子化により申請負担軽減措置を実施するなど、制度の適切な実施のため、必要な対応が図られている。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、B 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	--	---

					（４）関係機関との連携による医療機関への広報【再掲】 環境省、厚生労働省と連携し、救済制度の他、労災保険制度の内容を含むリーフレットと石綿による肺がん周知のチラシ（1,159,980 部）を医療機関（38,666 か所）に配布した。 （５）申請負担軽減対策【再掲】 申請に係る負担軽減のため、申請者が作成する申請（請求）書類の様式について電子化を図り、機構ホームページに公開した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	（2）【難易度：高】直近 5 年間の事後評価において、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合は平均 50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年 度	2 9 年度	3 0 年 度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
新規課題公募における申請件数 事後評価における上位2段階の割合	業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保	H25：270件 H26：223件 H27：251件 （平均：248件）	－	－	251件	308件 ※基準値と比較対象の申請数（戦略プロジェクト44件は除く）		予算額（千円）	－	－	164,603	5,162,052	
	事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに、60%以上を目指す。	50.3%	－	－	－	60.3% （参考） ※平成28年度研究管理業務は環境省で実施		決算額（千円）	－	－	150,465	5,074,859	
								経常費用（千円）	－	－	105,747	5,060,318	
								経常利益（千円）	－	－	－	11,539	
								行政サービス実施コスト（千円）	－	－	115,818	5,071,754	
								従事人員数	－	－	4	10	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげて、環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。 研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研	（１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 平成 28 年 10 月からの業務移管に伴い、推進費の業務を担当する室を新たに設置したところであるが、平成 29 年 4 月からの本格実施（それまでの新規課題の採択のみならず継続課題も全て機構が行う。）に伴い、新規課題に加えて継続課題の契約事務、研究管理等を行うための体制の一層の強化を図る。 平成 29 年度は、「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」について、委託費又は補助金により、	＜主な定量的指標＞ ●新規課題公募における申請件数において、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保（平均：248 件） ●事後評価において、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近 5 年間の実績の平均値（50.3%）を上回り、さらに、60%以上を目指す。 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ●業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。 ●公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。	＜主要な業務実績＞ （１）行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進 ①推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備 平成 29 年 4 月から新たに実施する契約事務、研究の進捗管理業務等に対応するため、組織を研究課題の公募、評価、研究管理等を行う研究推進課と、委託研究契約、補助金交付等を行う研究業務課の 1 部 2 課体制に見直し、体制の一層の強化を図った。 平成 29 年度は、「戦略プロジェクト」及び「環境問題対応型研究領域等分野」の 145 課題について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施した。研究の実施にあたっては、契約締結及び補助金の交付手続きを大幅に早期化するとともに、契約日にかかわらず年度当初から研究が開始できるよう措置した。 平成 30 年度新規課題の公募を平成 29 年 10 月 2 日～11 月 6 日までの期間において、府省共通研究開発管理システム「e-Rad」を活用し、5 つの公募区分について実施した。今回の公募では、若手枠に一定の予算枠を設けるとともに、COP21 で採択された「パリ協定」を踏まえて気候変動対策に関する研究課題等を重点的に採択することを公募要領や公募説明会において積極的に広報するなど重点的に公募を行った。また、戦略研究開発プロジェクトⅡ型も新設した。平成 29 年度に引き続き、推進費が研究者にとってより使いやすい制度となるよう、手続きの簡素化等に係る見直しも行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：A 評定理由： 以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価をAとした。 ●推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施するための体制整備 平成 29 年 4 月から新たに実施する、研究の公募・評価業務、進捗管理、新規課題の契約業務等に対応するため、組織体制を強化し、研究推進に係る研究者へのサポートの強化、採択審査・評価の見直しなど、業務移管前に比べて効果的、効率的な方法に見直し、業務を円滑に実施することができた。 ●平成 30 年度新規課題の公募の実施及び申請結果 ①広報の積極的な展開による認知度の向上、公募者の新規開拓 公募の広報の開始時期を 9 月末から 7 月末に大幅に早期化し、研究者の準備期間を確保するとともに、広報ツールや公募説明会を充実させ、大学及び研究機関等に広く周知し、公募する	評価 B ＜評定に至った理由＞ ・平成 29 年 10 月の業務移管後、平成 29 年 4 月から新たに実施する、研究の進捗管理、新規課題の契約業務等に対応するため、組織体制を強化し、業務を円滑に実施した。 ・広報の開始時期の早期化、大学や研究機関などの公募説明会、広報ツールの充実化等に取り組みながら、研究者コミュニティの WEB サイトや日本経済団体連合会の業界紙にも掲載を依頼するなど広く周知を図った。申請件数としては、352 件で中期計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（平均 248 件）を上回った。 ・環境省が提示する行政ニーズに基づいた研究課題を採択しながら、若手の研究課題については一定の予算枠を設けて重点的に採択する仕組みや「パリ協定」を踏まえた気候変動対策に関する研究課題、新設した戦略研究開発プロジェクトⅡ型を採択するなど環境行政への貢献が見込まれる研究課題を採択した。 ・中間評価において 5 段階で下位 3 段階以下となる B 評価以下の課題については、PO の助言、指導の下、今後の具体的な対応方針の作成を求めるなど、中間評価の結果をその後の研究に確実に反映させる新たな措置を講じ、研究支援の充実を図った。 ・一般向けに実施している研究成果発表会	

	省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。	究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。 研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。 研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。 これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。 （平成28年度新規課題：262		大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。 平成30年度から開始する「戦略プロジェクト」、「環境問題対応型研究」、「革新型研究開発」若手枠及び「次世代循環型社会形成推進基盤整備事業」等の研究及び技術開発等について、大学、国立研究開発法人その他の研究機関に対して環境省の行政ニーズを提示し、新規課題の公募を行う。 公募の実施に当たっては、公募説明会の開催、広報パンフレットの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど本制度の周知について、機構の作業を前倒しすることにより公募情報の周知の早期化に努め、広く研究者からの提案を	公募の広報の実施にあたっては、広報の開始時期を見直し、7月末に公募の概要に係る広報を開始し、行政ニーズが決定する9月末の2回に分けて実施した。 広報ツールは、推進費パンフレットのリニューアルに加え、公募のポスター及びチラシを新たに製作するとともに、研究者コミュニティのWEBサイトや日本経済団体連合会の業界紙にも掲載を依頼し、広く周知を図った。 また、公募説明会を全国9箇所で実施するとともに、日本経済団体連合会環境安全委員会や大気環境学会等の研究者コミュニティでも紹介するなど、推進費の研究実績がある研究者だけでなく、応募実績のない新規の研究者まで幅広い層に周知を図った。	研究者を新規開拓することができた。 ②申請件数の大幅増加 平成30年度新規課題公募では、上記のような広報の充実、推進費の使い勝手の見直し等を行うとともに、若手枠については一定の予算枠を設けて重点的に採択することを積極的に広報した。これらの様々な取組を業務移管後に新たに行ったところ、結果として、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均248件）を24%上回る大幅な増加を達成することができた。 ③重点的な採択など効果的な新規課題の採択 平成30年度新規課題の採択においては、予算が厳しい中、戦略プロジェクトⅡ型を立ち上げる一方、他の研究課題の研究費上限額を減額するとともに、若手枠やパリ協定関連の課題を重点採択する仕組みを設け、限られた予算で必要とする研究課題を採択するなど、効果的に新規課題を採択することができた。 本項目は、平成29年度から移管する業務を円滑に行うこと、及び申請件数を確保して研究レベルを維持することが求められる重要な	について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、実施方法を見直し、日本水環境学会年会の協力を得て、シンポジウム形式の発表会を行うなど、研究成果の普及と情報発信の強化を図った。 以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に事業が実施されていると認められるためB評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	---	--	---	--

	件、平成 27 年度 新規課題：225 件、平成 26 年度 新規課題：282 件）（戦略的研究 開発領域を除く）	募る。これらによ り、研究レベルを 確保する観点か ら、業務移管前 の直近 3 年間と同 水準以上の申請 件数を確保する ことを目標とす る。 また、競争的資金 の申請様式の共 通事項に係る様 式の統一化の検 討が進められて おり、様式の統一 化が図られた場 合は、平成 30 年 度新規公募課題 から統一様式も 使用し、公募を実 施する。				業務であるが、新規課題の 公募では昨年度より広報を 充実させるとともに、研究 費の使用ルールの見直しな ど制度の利便性を向上させ たことで、直近では最も多 い申請件数を確保すること ができた。これらを踏まえ ればAと評価する。 ＜課題と対応＞ 平成 30 年度新規課題公 募では中期計画を大幅に上 回る多くの申請件数を確保 し、一定の研究レベルを確 保することができた。今後は 環境行政貢献型の競争的 資金として、より行政ニー ズと合致する研究課題を確 保できるよう、推進費が求 める研究開発ニーズと申請 課題のマッチングを強化す る取組を推進し、応募され る研究の質の更なる向上を 図る。
（2）外部委員 の評価による透 明かつ公平で効 率的な制度の運 営 環境省が設置す る環境研究企画 委員会及び機構 が設置する環境 研究・環境行政 に係る外部有識 者により構成さ れる委員会の意 見を踏まえて、 機構が研究部会 等の設置及び専 門的な知見に基 づいた公正な評 価を行うとともに	（2）外部委員 の評価による透 明かつ公平で効 率的な制度の運 営 環境研究・環境 行政に係る専門 的な知見に基づ き、公正な評価 を行うため、外 部有識者により 構成される環境 研究推進委員会 （以下「推進委 員会」という。） 及び戦略プロジ ェクトのフィー ジビリティスタ ディ、戦略プロ	（2）外部委員の 評価による透明 かつ公平で効率 的な制度の運営 平成 30 年度から 開始する新規課 題の採択に当た っては、豊富な研 究経歴を有する プログラム・オフ ィサー（以下「P O」という。）に よるプレ審査を 経て、推進委員会 及び研究部会に おいて、研究の必 要性、有効性、効 率性等について より専門的な視	（2）外部委員の評価による透明かつ公平で 効率的な制度の運営 平成 30 年度新規課題公募の審査の実施に 当たっては、研究の必要性、有効性、効率性 等についてより専門的な視点から行う審査 に加え、昨年度導入した行政への貢献が期待 される課題についての加点方法の一部見直 しを行うとともに、今年度は、研究費の妥当 性の審査において、経費の内訳の積算が妥当 かどうかについて、精査した査定評価が行え るよう見直しを行った。 平成 30 年度新規課題公募として申請のあ った 352 件について、豊富な研究経歴を有す る 8 名のプログラム・オフィサー（以下「P O」という。）において、資格、要件等をチ ェックするプレ審査を実施し、プレ審査を通 過した 352 課題を対象に各研究領域の研究部 会等の委員による第一次審査（書面審査）を 実施した。			

	に、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 【難易度：高】直近5年間の事後評価において、上位2段階	ジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の	点から事前評価を実施する。この際、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を次年度の予算額に反映させるとともに、5段階評価で下位3段階の課題に対しては研究者への助言等の支援を行う。平成28年度に研究が終了した課題（業務移管前の実施課題）について、機構が設置した研究部会にお		第一次審査では、研究成果が環境行政に貢献するよう、行政ニーズとつながりの高い研究課題の加点を昨年より大きくするとともに、パリ協定を踏まえた気候変動対策に関する課題は重点的に採択されるように低炭素領域の一次審査通過率を高く設定した。また、革新型（若手枠）についても、一定の採択数を確保するため、一定水準以上の課題についてはなるべく通過させた。 第二次審査では、平成30年度に新規課題に配分できる研究予算が厳しいことから、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。 その結果、戦略プロジェクト（Ⅰ）1件（14課題で構成）、戦略プロジェクト（Ⅱ）3件（25課題で構成）を採択した。環境問題対応型は、第二次審査結果の評価の高い順に、評価委員による査定後の研究費をもとに25課題の新規課題を採択した。革新型（若手枠）は一定の予算枠（5,000千円）の範囲において、10課題を新規採択した。 平成29年度実施課題のうち、中間年度にあたる37課題についてヒアリングによる中間評価を行った。上位2段階（S、A評価）の比率は、91.9%（34/37課題）であった（前年度は72.7%）。 また、5段階で下位3段階以下となるB評価以下の課題については、POの助言、指導の下、今後の具体的な対応方針の作成を求めるなど、中間評価の結果をその後の研究に確実に反映させる新たな措置を講じた。 平成28年度終了した58課題について書面による事後評価を行った。上位2段階（S、A評価）の比率は、60.3%（35/58課題）であった。 （なお、これらの課題については、業務移管前に環境省が採択し、研究管理を実施した課題である。） 平成29年度に実施している全ての研究課		
--	--	--	---	--	---	--	--

	の評価を獲得した課題数の割合は平均 50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。	検討や策定に協力する。 研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。 事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値(※)を上回り、さらに60%以上となることを目指す。 また、各年度において、学識経験者(アドバイザー)及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー(以下「PO」という。)が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう	いて、事後評価を実施する。 また、全ての研究課題について、学識経験者(アドバイザー)及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。	題について、学識経験者(アドバイザー)及び各研究課題のPOが出席して、研究及び技術開発の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合(以下、「アド会合」という)を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させた。アド会合では、学識経験者からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行うとともに、機構職員もほぼ全ての研究課題に出席し、研究の進捗や今後の計画スケジュール等の確認を行った。		
--	--	--	---	--	--	--

		支援し、関係者に対する学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、P Oによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。 ※ 業務移管前の直近5年間の平均値は 50.3% に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。					
	（３）研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。 また、全ての研	（３）研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。 また、全ての研	（３）研究成果の普及及び活用の促進 推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、新規課題については、環境省と研究者が密に連携できるよう、研究開始時に環境省の政策実務担当者と研究者が情報の共有等を図る打合せ会を機構が実施する。 また、研究成果を環境政策等へより一層反映させるための取組や産学官の連携による社会実装の推進につながる		（３）研究成果の普及及び活用の促進 平成 28 年度終了課題について、研究成果報告書を機構HPに掲載し、研究成果の普及に努めた。平成 29 年度終了課題については、3 月に研究成果報告会を開催し、研究者が研究成果の発表を行った。 また、これまで一般向けに実施していた研究成果発表会について、研究成果の情報発信を強化するとともに、推進費制度を幅広く研究者に周知し、将来的な応募件数の増加にもつながるよう、実施方法を見直し、今年度は3 月に日本水環境学会年会の協力を得て、推進費で実施中の又は実施した水環境の保全に関する研究課題を対象にシンポジウム形式の発表会を行った。		

	究課題について 研究成果報告書 をウェブサイト 等に情報公開す るとともに、研 究成果発表会の ほか、研究者に 対して、学会や 論文等で積極的 に情報発信する ことを勧奨する など、研究成果 の普及及びその 活用の促進を図 る。	究課題について 研究成果報告書 をウェブサイト 等に情報公開 し、広く公表す るとともに、研 究成果発表会を 開催したり研究 成果を広く周知 するシンポジウ ムを開催したり するほか、研究 者に対して、学 会や論文等で積 極的に情報発信 することを勧奨 するなど、研究 成果の普及及び その活用の促進 を図る。	取組として、公募 の方法を含めた 検討を行う。 平成 28 年度まで に終了した研究 課題については、 研究成果報告書 をウェブサイト 等に情報公開し、 広く公表すると ともに、特に、高 い成果が認めら れる研究課題に ついては、一般向 けの研究成果発 表会で広く周知 する。 研究者に対して、 学会や論文等で 積極的に情報発 信することを勧 奨するとともに、 研究費が一定規 模以上の研究課 題には、「国民と の科学・技術対 話」を推進するた め、中間・事後評 価で国民に向け た研究成果の情 報発信の実施状 況を確認し、研究 評価に反映させ るなど研究成果 の普及及びその 活用の促進を図 る。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	効率的、効果的な研究及び技術開発の推進		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	（1）【重要度：高】推進戦略では、研究成果の最大化を図るために運営体制の効率化が望まれており、科学技術基本計画において、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められていることから、重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度		2 6 年 度	2 7 年 度	2 8 年 度	2 9 年 度	3 0 年 度
研究費使用 における研 究者の利便 性の向上	研究者に対 して、研究 費の利便性 の向上に関 するアンケ ート調査を 実施し、有 効回答者の うち 60 % 以上の者か ら上位 2 段 階までの評 価を得る。	同左	—	—	—	アンケー ト調査の 実施は平 成 30 年度		予算額（千円）	—	—	164,603	5,162,052	
								決算額（千円）	—	—	150,465	5,074,859	
								経常費用（千円）	—	—	105,747	5,060,318	
								経常利益（千円）	—	—	—	11,539	
								行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	115,818	5,071,754	
								従事人員数	—	—	4	10	

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。 【重要度：高】 推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。	(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。 なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。 ※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による	(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 平成 29 年度に大学、国立研究開発法人等で実施する研究課題については、複数年度契約を締結（補助金を除く。）し、研究機関の請求に基づく概算払、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など研究費の新たな使用ルールを導入するとともに、年度末までの研究期間の確保、研究機器の購入といった「競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 27 年 3 月 31 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に対応した内容で実施する。	＜主な定量的指標＞ 今回の業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入等により、研究費の執行の利便性の向上が図られたか、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ (1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ・研究費の新たな使用ルールの導入 平成 28 年 10 月の業務移管に伴い、機構において、推進費の効率的、効果的な研究費の使用が可能となるよう、研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約等、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど、研究者にとってより使いやすい制度に見直し、今年度の研究課題から適用し実施した。 また、これらの見直しに加え、研究費が年度当初から計画的に執行できるようにするため、他の競争的資金に先駆けて、4 月 1 日から研究費の執行を可能とするルールの見直しを実施したほか、平成 29 年度から新たに開始した、研究機関に出向いて行った中間実地検査の結果等を踏まえ、研究者が更に「使い勝手のよさ」を実感する制度となるよう、研究費の費目構成及び合算使用手続きを見直し、平成 30 年度の執行に向け運用の改善を図った。	＜評定と根拠＞ 自己評定： A 評定理由： (1) 研究費の利便性の向上と契約の早期締結 推進費の業務移管後においては、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手の向上を図るとともに、研究者が的確に研究費を活用できるよう手続きの簡素化、合理化を図り、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなど制度改革及び運用改善を推進した。さらに、年度当初から研究者が研究計画に沿った研究活動ができるよう、他の競争的資金制度に導入されていない推進費の独自ルールも導入するなど研究者ファーストの視点で、より使いやすい運用ルールに見直しを行った。 これらの新たなルールの導入により、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念できる環境を整備されたこと、研究者や経理事務担当者の事務負担を軽減できたこと等が新規課題の申請件数の増加につながった可能性があるとともに、今後の研究成果の最	評定 B ＜評定に至った理由＞ ・競争的研究資金における使用ルールへの統一を図りながら、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなどの制度改革及び運用改善を推進し、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念できる環境の整備に努めた。 ・課題の中間評価において、評価結果により指導対象となった課題については、PO の助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにするなど研究者への支援の強化を図った。 ・研究者へのさらなる支援強化を図るための研究情報管理基盤システムについて検討・構築作業を行った。 ・新規課題を実施する研究機関を対象とした会計説明会や研究公正の専門家による講演などを実施し、使用ルール、研究公正の重要性の周知を徹底しながら、50 の研究課題については中間実地検査を実施するなど研究費の適切な執行に取り組んだ。 以上を踏まえ、中期目標に沿って適正に事業が実施されていると認められるため B 評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。	

	(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。	利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。 (2) 研究者への助言等の支援の強化 環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、P Oを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。 また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。	(2) 研究者への助言等の支援の強化 環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、また機構の担当者の実施能力を向上させること等により、機構の担当者やP Oがアドバイザーボード会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究者への支援を一層充実させる。 また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるため、中間評価において5段階評価で下位3段階の課題に対しては、機構とP Oが連携し、研究計画の見直しや研究者への助言等の支援を行うなど、フォローアップを実施する。	(2) 研究者への助言等の支援の強化 ①行政ニーズの周知徹底 新規課題の研究開始にあたっては、原則、全ての課題に対して、研究者、担当P O、行政推薦課題については環境省担当課室によるキックオフ会合を開催した。キックオフ会合では、P Oが研究の進め方等について確認するとともに、行政推薦課題については、環境省担当課室が研究者に政策の検討状況の情報提供や行政ニーズを共有するなど、行政のニーズを周知徹底し、成果の最大化が図れるよう努めた。 ②評価結果を踏まえた研究者への助言等の支援 平成29年度実施課題のうち、中間年度にあたる課題の中間評価において、評価結果の指導対象課題を、これまでの5段階評価(S～D)の下位2番目(C)以下から下位3番目(B)以下に変更し、B評価を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、P Oの助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。 ③アドバイザーボード会合への機構職員参加 平成29年度実施課題において開催された全ての課題のアドバイザーボード会合に、P O及び機構職員が出席し、研究の進捗状況や評価結果の反映状況を確認するとともに、推進費で実施している同様の研究の情報提供、研究費の執行のアドバイス、今後のスケジュールの周知など、研究を計画的、効率的に推進できるよう、研究者への助言、アドバイスをを行った。 ④研究情報管理基盤システムの構築 研究者と機構・P Oの間での各種報告書、	大化にも寄与することができた。 (2)研究費の適正な執行に向けた取組 研究機関における研究費の適正な執行を徹底するため、平成29年度において、新規課題を実施する研究機関を対象とした会計説明会を実施し、使用ルールを周知徹底したことに加え、同時に研究公正の専門家による講演を開催し、研究公正の重要性についても周知徹底した。 また実地検査を行うための内部規程(達)の整備、実施手順書の作成等を行い、平成29年度は50研究課題について中間実地検査を実施した。 これらの取組はいずれも業務移管前には実施されていなかった新たな取組であり、研究費の適正な執行に資することができた。 ＜課題と対応＞ 推進費の業務移管以降、研究費の使い勝手の向上等により、研究者や研究機関の事務的負担を大きく軽減することができた。 今後は、平成30年度から運用開始する研究情報管理基盤システムを有効に活用して、事務処理における利便性を一層向上させていく。 また、研究課題に対する中	＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	---	--	-----------------------------

	（３）研究費の適正な執行等 弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e - R a d）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。 また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。	（３）研究費の適正な執行等 新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e - R a d）の研究費を確認し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。 また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委	（３）研究費の適正な執行等 平成 30 年度から実施する新規課題の公募において、府省共通研究開発管理システム（e - R a d）を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中がないか確認する。 近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究費の新たな使用ルールに関する会計説明会を実施するとともに、研究機関における研究費の管理・執行体制や会計帳簿その他の関係書類の現地調査を新規に行う。 また、会計説明会の開催に合わせ、新規課題の研究者等を対象に研究公正に関する講	研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムについて、平成 30 年 5 月の一部稼働を目指して、検討・構築作業を行った。 （３）研究費の適正な執行等 ①研究公正に関する取組み 近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、平成 29 年度新規課題の研究者等に対して実施した新規課題実施説明会において、機構職員から委託研究契約（補助事業）事務処理説明書に基づき、研究費の使用ルール等について説明するとともに、研究公正の専門家による講演を実施した。 ②研究委託契約締結、補助金交付決定の早期完了 平成 29 年度に採択された委託研究の新規課題 53 課題及び補助事業 27 課題）については、4 月上旬に研究費の新たな使用ルールに関する会計説明会を実施し、5 月 31 日までにすべての研究委託契約の締結及び補助金交付決定の通知を完了するなど、業務移管前より大幅に早期化し、研究が円滑に開始できるようにした。 また、平成 28 年度以前から継続する委託研究 65 課題の契約については、研究に切れ目が生じないよう、平成 28 年度中から計画的に準備を進め、4 月 3 日までにすべての契約を締結した。これら契約行為等の早期完了により、課題によっては第 1 四半期（5 月）からの概算払（金額によっては一括払）が可能となり、立替払等による研究実施機関の負担軽減に貢献した。 ③中間実地検査の実施 機構への業務移管を機に初めての取組として、実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、平成 29 年度で終了する研究課題や公的研究費の	間実地検査に加えて研究終了後の確定検査を的確に実施するとともに、研究費の使用ルール等の周知徹底と実効性の高い研究不正防止対策を検討していく。	
--	--	---	--	--	---	--

		託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。 さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。	習を実施する。		執行経験が少ない機関が実施する研究課題を中心に計 50 の研究課題について、9 月末から 12 月中旬までに延べ 34 日間、112 名をかけて中間実地検査を実施した。これによりア. 研究計画に即した実施体制及び研究の実施状況、イ. 研究費の使用・管理に関する内部規程及び会計手続、ウ. 環境省ガイドラインに即した体制整備状況、エ. 収支簿や帳票類の証拠書類の照合と精査、オ. 取得資産の管理状況等について、確認を行った。その結果、検査した範囲においては概ね適切であったことを確認した。		
--	--	---	----------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－1	組織運営								
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー		平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314					

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画 (平成 29 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
			環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、内部統制システム整備計画を踏まえた効率的な組織のあり方、人員配置等の業務運営体制等について、前年度の検討を踏まえ、具現化を図る。 また、政府が進める「働き方改革」の検討結果等を	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> 年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 次のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。	評価	B	<評価に至った理由> 業務実施体制の見直しについては、事業管理部を経理部に統合した(名称は新たに「財務部」とした)。その他、係制からチーム制への移行、各部門に共通する業務の管理部門への集約化等を具体的に進めている。 内部統制の推進については、「内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 コンプライアンスの推進については、全職員を対象とした自己検証を実施している他、外部有識者委員会を含む監視委員会の指摘等に対応し、内部規程の改善を図っている。 リスク管理のための体制整備については、29 年度から全面実施している環境研究総合推進費業務について、重要リスクを

			踏まえ、働き方改革に関連する勤務時間や労務の適正管理、女性活躍推進などの進展を図る。				検証・把握し、重要リスク等を顕在化させないためのモニタリング制度を新たに構築し、導入した。 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成 29 年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、サイバー攻撃対策の有効性の検証、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修等を実施している。
	（１）業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。 また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウト	（１）業務実施体制の見直しの検討 第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。	（１）業務実施体制の見直しの検討 業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、内部統制システム整備計画の遂行とも連動して、引き続き、①中長期的な人材育成及び組織力強化の視点に立った研修体系及び前年度から改定実施した人事評価制度の着実な運用・定着を図る。また、②情報システム関連業務、契約関連業務など、機構全体の総括課業務の見直しを図るとともに、現状の係制を廃止し、より組織の効率化を図るため、チーム制を導入するなど、組織・要員体制の見直しを進める。		（１）業務実施体制の見直しの検討 ①組織・要員体制の見直し ア 債権管理回収業務に係る見直し 債権管理回収業務を所掌する事業管理部を経理部に統合し、名称を新たに「財務部」とした（11 月）。 イ 環境研究総合推進業務に係る見直し 環境研究総合推進室を 2 課体制とし、環境研究総合推進部として改組した（4 月）。 ウ チーム制の導入 より効率的かつ機動的な業務運営を行うため、従来の係制を廃止し、平成 28 年度の総務部及び経理部でのチーム制の試行結果、平成 29 年度の各階層の職員との意見交換内容等を踏まえ、各部各課において準備・習熟期間としてのチーム制の運用を開始した（7 月）。また、総務部において各部各課のチーム制の運用状況を確認し、課題等の把握に努め、把握した課題等の対応方法について引き続き検討した。 ②業務の集約化及び効率化 ア 各部門共通事務の集約化（総括課業務の見直し） 各部門に共通している業務（調達・契約、旅費関係、予算執行管理、情報システム管理等）を管理部門である総務部及び財務部に集約し、一元化する検討を、次のとおり行った。 （ア）調達・契約業務の集約化 調達・契約業務について、研究勘定、予防経	●業務実施体制の見直しの検討については、債権管理回収業務の現況を踏まえて、同業務を所掌する事業管理部の縮減を進め、経理部と統合し財務部として改組することで組織・要員体制の見直しを行った。また、更なる業務運営の効率化を図る観点から、チーム制の導入、調達・契約業務及び旅費関係業務の集約化、給与計算業務等のアウトソーシングを行った。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

	ソーシングの活用などを検討すること。		また、第三期中期目標期間中の目標である債権管理回収業務の組織体制の見直しについて、円滑な業務実施体制を確保した上で、事業管理部の経理部への統合を進める。 さらに、上記を進める前提として、管理業務については債権管理システムの改修をはじめシステム化等を実現することにより、機構内各部で一定の業務量となっている管理業務の事務の効率化を進める。		理及び共通管理勘定に係る全ての入札案件並びに基金勘定に係る少額案件に関する業務を財務部に集約した。 引き続き、調達・契約関係事務の集約化については、試行及び課題抽出に努める。 （イ）旅費関係業務の集約化 旅費関係業務について、従来各部で実施していた出張チケット等の手配、精算業務等を財務部に集約した。 また、財務部への集約化に合わせて旅費業務に関するマニュアルを改訂するとともに、職員への説明会を開催し、旅費支給ルールの変更となる明確化を行った。 （ウ）情報システム管理業務の集約化 平成 27 年度から、各部各課が業務上使用する各種情報システムについて、総務部企画課で概況を把握し、システム障害等の発生時には各部各課と企画課とが協力して対処する体制としている。平成 29 年度においても、このような体制のもと、各部のサーバや業務システムの運用管理について企画課へのさらなる集約を進めた。 また、石綿健康被害救済部の認定・給付システム及び財務部の債権管理システムについて、企画課が管理する機構全体の仮想基盤サーバに移設した。さらに、これまで各部において実施していたデータセンター運用管理等業務についても、企画課に集約して一元管理することで効率化を図った（3 月）。 イ 管理業務のアウトソーシングによる効率化 （ア）旅費関係業務のアウトソーシング 旅費関係業務の財務部への集約に当たり、出張チケット等の手配について平成 28 年度からの試行等を踏まえて、旅行業者へのアウトソーシングを本格的に開始した（7 月）。 （イ）給与計算事務のアウトソーシング 給与計算事務について、総務部総務課と外部委託業者による試行・検証（6～10 月）を行った上で、本格的にアウトソーシングを開始した（11 月）。		
--	---------------------------	--	--	--	--	--	--

					ウ 業務システムの改修等による効率化 債権回収業務を担当する事業管理部を経理部に統合するに当たり、債権管理システムについて、経理システムと連動して運用できるように改修を行い、日常業務の効率化を実現した（３月）。 エ オフィスレイアウトの変更 事業管理部と経理部との統合、各部門共通業務の集約化に併せて、オフィスレイアウトの変更を行った。なお、変更に当たっては、将来の業務実施体制の見直しにも柔軟に対応できるレイアウトに留意した。 ③研修体系及び人事評価制度の着実な運用・定着 中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、次のとおり、研修体系及び人事評価制度の定着等に向けた取組を行った。 ア 研修については、平成 28 年度に策定した 3 か年計画の 2 年目であることを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、引き続き各事業部門の業務遂行に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、研修計画に基づく各種研修を着実に実施した。 イ 人事評価制度に関しては、平成 28 年度から導入した新たな人事評価制度に基づく評価結果を取りまとめ、職員への意見聴取から把握した課題への対応について検討を行った。その中で平成 29 年度は、中間評価の一部簡略化による運用の合理化を図った。	
	（２）内部統制の推進 ① 内部統制に係る体制の整備 「独立行政法人の業務の適正を確保する	（２）内部統制の推進 ① 内部統制に係る体制の整備 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備に	（２）内部統制の推進 ①内部統制に係る体制の整備 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備に	（２）内部統制の推進 ①内部統制に係る体制の整備 ア 内部統制システム整備計画の策定等 （ア）平成 29 年度内部統制システム整備計画の策定等 各部の内部統制上の課題を整理し、これらに対応するため、内部統制推進委員会における	● 内部統制の推進については、「平成 29 年度内部統制システム整備計画」を策定し、その進捗状況を随時確認するとともに、内部統制等監視委員会において外部有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行っ	

	ための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管 査 第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委	ついで（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委	ついで」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の審議を経た上での内部統制システム整備計画（平成 29 年度）の策定、モニタリング体制の整備、理事長による職員との意見交換等を通じて、内部統制の拡充・強化を推進する。また、全役職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、役職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の運用状況等は、内部統制担当役員が職員との面談等を通じて確認するとともに、内部統制の推進に係る取組は、外部有識者も含めた内部		検討を経て、平成 29 年度内部統制システム整備計画を策定した（４月）。また、同整備計画の一環として、平成 28 年度に引き続き業務フローの作成を進めるとともに、業務実施プロセス上把握した重要リスク（※）等を顕在化させないために事後的に点検を行う日常的モニタリング制度を新たに構築し、運用を開始した（４月）。なお、これにより平成 26 年度から開始した内部統制強化のための必要な体制整備はほぼ終えたことから、今後は毎年度策定・実行する内部統制システム整備計画等を着実に運用することで適切な P D C A サイクルを回していく。 ※業務遂行上、機構のミッション達成の大きな障害となり得る内外の要因について、重要リスクとして識別、分析及び評価を行ったもの。 （イ）内部統制推進委員会の開催 内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、平成 29 年度内部統制システム整備計画の進捗状況を定期的に確認することで内部統制の推進を図った（４月、７月、10 月、１月）。 （ウ）内部統制研修の実施 当機構の業務に携わる役職員等一人一人の内部統制に関する意識向上を図ることを目的として、「独立行政法人に求められる内部統制・ガバナンスの強化」及び「当機構における内部統制の取組状況」をテーマとして内部統制研修を実施した（９月）。 イ 経営と現場の意見交換等 次のとおり、平成 28 年度に引き続き、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、課題の把握及び解決に向けた取組を行った。 （ア）職員と理事長との意見交換会の実施 チーム制の導入等、組織・要員体制の見直しを行うに当たり、経営側の考えや目指す方向性等を職員全体と共有するとともに、職員の意見を把握するため、職員各層と理事長を始	た。また、内部統制研修を実施し、職員の意識向上にも継続的に取り組んだ。さらに、経営（役員）と現場で働く職員とが直接意見交換等を行う機会を設け、内部統制上の課題の把握及び解決に向けた取組を推進した。	
--	--	--	--	--	--	---	--

	員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。		統制等監視委員会において確認し、監事による内部統制の評価を受ける。		めとする当機構役員とが直接意見交換を行う機会（説明会兼意見交換会）を実施した（４月）。 （イ）内部統制面談の実施 チーム制の準備・習熟段階における各部各課でのチームマネジメントの現状、課題等をテーマに内部統制担当理事と全チームリーダー計 39 名との個別面談（１人当たり 45 分程度）を実施した（10 月～12 月）。 ウ 第三者意見による改善等 （ア）内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、平成 28 年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（４月）。 （イ）監事による確認 平成 28 年度の内部統制推進状況について、監事監査において確認を受けた（６月）。		
② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する	② コンプライアンスの推進 役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等につい	②コンプライアンスの推進 役職員が法令等を遵守し、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への的確に反映させるなど、コ			②コンプライアンスの推進 ア コンプライアンスの実施状況の点検及びコンプライアンス・マニュアルの随時見直し 全職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検を行うことで、日常の業務運営が法令に沿って行われていることを確認した（９月）。 また、コンプライアンス・マニュアルについて、内部統制等監視委員会での指摘を踏まえ、コンプライアンス違反に関する通報体制を明記する等の見直しを行った（５月）。 イ コンプライアンス研修の実施等 役職員を対象として、コンプライアンス研修を実施した（10 月）。 研修内容としては、コンプライアンスの自己検証結果を踏まえて、比較的職員の理解度が低かった項目を取り上げて改めて説明するとともに、平成 28 年度及び 29 年度にコンプライアンス・マニュアルを改定した内容、コンプライアンス違反の他組織における具体的な事例、困った時の対応方法等についての説明を行い、コンプライアンス意識の向上を図った。	コンプライアンスの推進については、全職員を対象として、コンプライアンス・チェックシートによる自己検証を実施するとともに、コンプライアンスの自己検証結果を踏まえた研修を実施した。	

	研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。	て、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。	ンプライアンスの徹底を図る。				
	③ リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務実施体制を整備する。	③ リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。 また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。	③リスク管理のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備するため、前年度にリスク管理委員会において制定したリスク管理に関する全体方針、リスクが顕在化した際に特に影響の大きいリスクごとの個別方針等に基づき、リスク管理の徹底を図るとともに、日常的なモニタリング制度を導入、運用を開始する。 また、緊急時における業務継続実		③リスク管理のための体制整備 ア 環境研究総合推進業務に係る重要リスクの把握 平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務の開始から 1 年が経過し、一定の業務が一巡したことから、当該業務についても業務フローの作成等を通じて重要リスク 9 項目を新たに把握した（3 月）。 これにより、平成 27 年度に把握した 72 項目の重要リスクと合わせて、当機構全体の重要リスクは 81 項目となった。 イ 日常的モニタリング制度の運用開始 重要リスク等を顕在化させないために業務実施結果等について事後的に点検を行う日常的モニタリング制度（12 件）を新たに導入し、リスク管理の徹底を図った。 ウ リスク管理委員会の開催 リスク管理委員会を半期毎に開催し、発生した事務事故等の対応について定期的に確認することで、速やかな報告体制の確保や類似事案の発生防止に努めた（10 月、3 月）。 エ 「E R C A 業務実施継続計画（B C P）」に基づく訓練の実施 （ア）実践的な訓練の実施	リスク管理についても、平成 28 年 10 月に移管された環境研究総合推進業務に係る重要リスク 9 項目を新たに把握（機構全体で重要リスク 81 項目を把握）したほか、重要リスク等を顕在化させないために業務実施プロセスについて事後的に点検を行う日常的モニタリング制度を構築、導入した。 また、非常時優先業務実施訓練やメディア対応トレーニングを実施し、障害等発生時の対応方針を明確化した。	

			施体制を整備するために策定している業務実施継続計画をより実効性のあるものに随時見直し、基幹情報システム等の災害対策を推進するとともに、当該計画を用いた実践的な訓練を実施することで、緊急時に対する役職員の意識啓発を図る。		
④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日 閣 議 決 定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを	④ 情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日 閣 議 決 定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び	④情報セキュリティ対策等の推進 情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程に基づいて策定した情報セキュリティ対策基準等に従		「E R C A業務継続計画（B C P）」実施の前提となる災害時における速やかな役職員の安否確認を目的として、外部委託業者のシステムを通じた職員安否確認訓練を下表のとおり 3 回実施した。 （イ）「E R C A業務継続計画（B C P）」等の見直し 平成 28 年度に実施した非常時優先業務の実施訓練等を踏まえ、課題の整理と見直し（「E R C A業務継続計画（B C P）対応表」及び各業務手順書の見直し、非常用電源装置の配置場所換え等）を実施した。 また、改善内容を反映した非常時優先業務の実施訓練を行った（2 月）。 オ メディア対応トレーニングの実施 危機事案が発生した場合等においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、危機管理広報の運用体制整備の一環として、危機事案発生時のメディア対応に関する講義及び実践的トレーニング（模擬記者会見等）を実施した（3 月）。 ④情報セキュリティ対策等の推進 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「平成 29 年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を策定（5 月）し、次のとおり各種取組を実施した。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を計 3 回（4 月、10 月、3 月）開催し、平成 29 年度の情報セキュリティ対策推進計画の内容、各種情報セキュリティ実施手順書の改定等について検討を行い、各情報セキュリティ案件の情報共有を実施した。 （イ）情報セキュリティ実施手順書の改定 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の見直しに準拠した「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」の改定等を踏まえて、各種情報セキュリティ実施手順	● 情報セキュリティ対策については、政府の方針を踏まえ、「平成 29 年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、引き続き、サイバー攻撃対策の有効性検証、職員教育・訓練等の各種取組を展開し、組織全体の情報セキュリティ高度化を図った。

	確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。	個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。	い、サイバー攻撃等のリスクに対応した施策の継続した実施とその有効性の確認を情報セキュリティ委員会において行うとともに、継続的な研修・実践的な訓練等を通じた役職員の意識の向上を図り、適切な情報セキュリティレベルを確保するための取組を推進する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。	書の見直しを次のとおり実施した。 ・当機構における情報取扱全般に係る「情報取扱い手順書」が見直しを最優先するものとして、先行して改定作業を行った（４～７月作業、８月適用）。 ・その後、「障害等対応手順書」、「機構内における PC 利用手順 利用者編」等の 7 種の手順書について、統合及び改定作業を行った（８～10 月作業、11 月適用）。 （ウ）サイバー攻撃への技術的対策 平成 28 年度の情報セキュリティ監査における指摘事項（※うち、重要事項については平成 28 年度中に対応済）に対して、対応策を検討し、適宜必要な対策を実施した（４～３月）。 （エ）重要サーバ等のデータセンター設置の推進 新データセンターへのインターネット閲覧用ネットワークの構築及びインターネット回線の移設・集約を完了した（９月）。 また、新データセンターに業務環境ネットワーク及び新仮想基盤を構築し、稼働を開始した（２月）。 （オ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員（派遣職員等を含む。）を対象とした自己点検を実施した（９月）。 （カ）情報セキュリティ監査 平成 28 年度の指摘事項に対して、適切に対応した（上記（ウ）参照）。また、監査室による内部監査（12 月）、サイバーセキュリティ基本法に基づき内閣サイバーセキュリティセンターが実施するペネトレーションテストを受検した（12 月）。 （キ）ウェブサイト及びネットワークの脆弱性対策の推進 平成 28 年度の診断で検出された脆弱性（※対応が必要な残事項は低レベルのみ）への対策を実施した（４～６月）。 また、平成 29 年度においても引き続き脆弱性診断を実施し（10 月）、検出された脆弱性（※検出事項は低レベルのみ）への対策を実施した（２月）。		
--	---	--	--	---	--	--

				（ク）情報セキュリティに関する教育・訓練 全役職員（派遣職員等を含む。）を対象とする 情報セキュリティ研修を実施し、平成 29 年度 に改定した各種セキュリティ実施手順書の内 容の浸透等を図った（10 月）。また、研修内容 の理解度を把握し、より効果的な教育を実施 するため、平成 29 年度から全役職員に対し、 理解度テストを実施した（3 月）。 さらに、標的型攻撃等の不審メール受信時の 対策を徹底するため、全役職員（派遣職員等 を含む。）を対象とした訓練を実施した（9 月、 3 月）。 イ 情報公開及び個人情報保護のための取組 （ア）情報公開の適切な実施に係る取組 外部からの情報公開請求に対して、必要な情 報開示等を行うなど、適正に対応した。 また、独立行政法人等の保有する個人情報の 保護に関する法律の一部改正（個人情報の非 識別加工等に関する改正）を踏まえて、当機 構の規程（個人情報保護管理規程）について 所要の改正を行った（5 月）。なお、同改正時 点において、当機構は、独立行政法人等非識 別加工情報の提案募集等の対象となる個人情 報ファイルを保有していない。 さらに、情報公開等担当者が、情報公開・個 人情報保護制度の運用に係る研修会（民間業 者主催）に参加し、必要な知識の習得を図っ た（9 月）。 （イ）外部委託業者による情報漏洩の防止等 平成 28 年度に制定した「環境再生保全機構の 保有個人情報等の取扱いに係る業務の外部委 託に関する達」等に基づき、当機構が保有す る個人情報を取り扱う業務の委託契約に当た り、委託先の個人情報保護管理体制等につい て総務部企画課が一元的に確認すること等 により、委託先の適正な管理・監督を図った。 また、平成 27、28 年度に引き続き、個人情 報を取り扱う業務委託契約について、調査票に よる調査及び実地検査による個人情報保護に 関する実態確認を行った（2～3 月）。 （ウ）マイナンバー（個人番号）の適切な取	
--	--	--	--	---	--

				扱いに係る取組 平成 28 年度に引き続き、情報セキュリティ及び安全管理措置強化の観点から、機構内部のマイナンバー収集関連ファイルへのアクセス権限を制限するとともに、総務部総務課がマイナンバーの収集方法等について積極的に各課のフォローを行うこととし、円滑かつ適正な取扱いを実施した。 （エ）各部の保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検の実施 保有個人情報の管理及び利用状況点検表により点検を行い、各部における保有個人情報等の適正管理措置等について確認するとともに、各部保有の個人情報ファイル一覧の更新作業を行い最新の管理状況を把握した（11 月）。 ⑤監査等 ア．内部監査 金融資産の毀損リスクへの対応に係る監査及び労働時間の適正管理に係る監査を実施し、監査結果報告書を理事会で報告し、改善に向けて検討を要する事項等について周知した（3 月）。 イ．保有個人情報の管理及び利用状況に関する監査 個人情報等の取扱いに係る業務を外部委託する場合における管理及び運用状況について監査を実施した（3 月）。 ウ．情報セキュリティ監査 平成 28 年度に調達した主要システム案件の運用状況及び平成 29 年度に調達する主要システム案件の整備状況等の確認・評価を行うとともに、平成 28 年度に実施した情報セキュリティ監査等における指摘事項等に係る対応状況について確認を行った（3 月）。 （3）その他 ア 役員懇談会の開催 当機構の課題について理事の担当業務の縦割	
--	--	--	--	---	--

				りを排して議論し、認識の方向性について経営陣としてのベクトルを合わせていくため、月 1 ～ 2 回の頻度で役員懇談会を開催した（4 ～ 3 月に計 17 回）。 イ 働き方改革等に関する実施と検討 （ア）長時間労働の是正に向けた取組 平成 29 年 3 月に政府の「働き方改革実行計画」が閣議決定されたことを踏まえて、当機構としての「平成 29 年度時間外労働時間の適正管理計画」を策定し、従前から取り組んできた長時間労働の是正についてさらに注力することとした（5 月）。 特に、年間 15 日の年休取得の推進のため、年休取得が極端に少ない職員について総務部総務課がヒアリング、アドバイス等を行う（7 月、3 月）など、メリハリのある働き方及びワークライフバランスの実現を図った。 （イ）ストレスチェックの実施 平成 29 年度は受検率の向上及び情報セキュリティ確保のために紙媒体で実施することを決定し、10 月下旬に実施した。また、ストレスチェックの結果を踏まえて、高ストレス者への対応、セルフケアの機会の提供を行ったほか、管理職への組織分析結果のフィードバック等を実施した（3 月）。 （ウ）ダイバーシティの推進に向けた取組 育児中の職員支援、障害者雇用の推進及び定着支援、介護とキャリアの両立支援に関して、セミナーや勉強会への出席、先進事例の視察等により情報収集を行った。また、新たに導入した E ラーニングによる自主研修については、産前産後休暇及び育児休業取得中の職員も対象とし、育児休業取得中の職員の知識・スキル向上を支援した。 なお、障害者雇用及び女性登用の状況については、次のとおり。 ・ 障害者雇用については、引き続き法定雇用率（2.3%）を上回る 3.0%の雇用率を達成した（平成 29 年 6 月 1 日時点）。		
--	--	--	--	---	--	--

				平成 30 年 3 月末 時点の状況 第 4 次計画目標 (平成 32 年度 末) 役 員 役 員 6 人 中 1 人 (16.7%) が女性 1 人／6 人 管 理 職 管理職（課長級以 上）34 人 中 2 人 (5.9%) が女性 8.0% 当機構では、女性職員の割合が全体で 32%、うち 20 歳代から 30 歳代では 66%の実態にある。平成 30 年度以降の課題として、女性活躍推進の積極的な展開が不可欠と判断している。 ウ 組織的・戦略的な広報の推進 広報委員会を開催し、当機構全体の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）利用のためのソーシャルメディアポリシーを改定し一本化するとともに、内部手続の簡素化、投稿内容のモニタリングの仕組み等についても併せて検討し、国民を始めとするステークホルダーへの情報発信の観点から、各事業部での SNS の利用を一層勧奨することとした。この議論の結果、予防事業部（Twitter）及び地球環境基金部（Instagram）が各 SNS の利用を開始した（9 月）。また、同委員会では「広報関係担当者連絡会議」を毎月 1 回程度開催することを決定し、部門横断的な広報及び担当者の連携の推進、各部の広報担当者の意識・知識の向上等を目的として情報交換等を行うこととした。なお、広報関係担当者連絡会議は、平成 29 年度中に計 6 回開催し、各部の広報活動に関する情報共有のほか、各種広報媒体による情報発信と当機構ウェブサイトのページビュー数		
--	--	--	--	---	--	--

					の連動についての確認、戦略的かつ組織的に広報を行うために必要なPDCAサイクルのあり方に関する意見交換等を行った。	＜課題と対応＞ 平成 29 年度までの取組状況を踏まえて、引き続き、業務実施体制の見直し、内部統制の推進等に取り組む。	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報